

議案第 39 号

北本市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正について

北本市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 24 年 6 月 4 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

北本市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 22 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 30 条の 4 4 第 8 項」を「第 30 条の 4 4 第 1 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

議案第39号参考資料

北本市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）<u>第30条の44第8項</u>の規定に基づき、住民基本台帳カードの利用目的、利用手続等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）<u>第30条の44第12項</u>の規定に基づき、住民基本台帳カードの利用目的、利用手続等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>